

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊少第52号

令和2年2月19日

熊本県少年警察ボランティアによる学校担当制への継続的対応について（通達）

見出しのことについては、熊本県少年警察ボランティア連絡協議会（以下「県少協」という。）は、「学校担当制」を導入しており、本県警察としても「熊本県少年警察ボランティアによる学校担当制への継続的対応について（通達）」（平成30年3月19日付け熊少第94号）のとおり、同制度の円滑な推進のために取り組んできたところであるが、今後も、学校と少年警察ボランティアのさらなる連携強化のため、各警察署においては、下記のとおり「学校担当制」の継続的推進に協力されたい。

なお、本通達の施行をもって前記通達は廃止する。

記

1 「学校担当制」の概要

(1) 目的

市町村立及び組合立の中学校区ごとに編制した地区班の少年警察ボランティアが、中学校区を母体としたより地域と密着した非行・被害防止活動を推進することを目的とする。

※ 別添「少年警察ボランティアによる学校担当制の推進に関するチャート」参照

(2) 推進体制

少年警察ボランティアを、それぞれに市町村立及び組合立の中学校の校区を単位とした担当地区を指定し、中学校区毎に地区班を編制するとともに、地区班ごとに責任者を定めることとする。

なお、各警察署においては、別記様式「() 地区少年警察ボランティア連絡協議会学校担当制名簿」を作成・保管し、変更があればその都度訂正すること。

(3) 活動

担当地区の指定を受けた少年警察ボランティアは、担当する地区内の小・中学校を訪問し、校内における声掛け、あいさつ運動、学校公開行事への参加、教職員等との情報交換、登下校における見守り活動など、担当地区の実情に合った効果的な活動を実施する。

2 協力要請

(1) 学校側への受け入れを要請

管内の小・中学校を訪問して、「学校担当制」について説明し、少年警察ボランティアの活動について協力要請に努めること。

(2) 地区学校等警察連絡協議会への働きかけ

少年警察ボランティアと学校関係者との連携を円滑なものにするため、各地区の学

校等警察連絡協議会に対して「学校担当制」への理解と協力を求めるなど、本制度に対する支援を図ること。

(3) 資料及び情報提供

少年の非行防止・健全育成に資する資料のみならず、交通・刑事関係の資料や情報を少年警察ボランティアに提供するなど、少年警察ボランティア等の活動を支援すること。

3 推進上の留意事項

(1) 個人情報の取扱い

学校関係者等から個人情報の提供を受けることが考えられるが、少年警察ボランティアであることを踏まえ、個人情報の取扱いについては、熊本県個人情報保護条例に則した運用を行い、無用のトラブルを防止するよう留意させること。

(2) 保秘の徹底

少年警察ボランティアが活動により知り得た情報は、少年警察ボランティアとして委嘱されている間はもとより、退任後も保秘を徹底するよう指導すること。

(3) 各種事故防止

活動は、地域に暮らす大人の一人としてできる範囲で行い、活動時には確実に少年補導員証又は少年指導委員証を携帯し、必要に応じて腕章を着装する等により身分を明らかにして、無用のトラブルを防止するとともに、受傷事故防止に十分留意させること。

4 報告

別記様式により作成した名簿については、令和2年5月29日（金）までに少年課少年サポートセンター係に報告すること。

また、変更があった際にもその都度報告をすること。さらに、少年警察ボランティアの学校担当制に関する効果的事例については、適宜報告すること。

※ 別添、別記様式（略）